

パートナーシップ宣誓制度について

●パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的少数者のカップルが互いを人生のパートナーとして共に生活することを宣誓することにより、婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度。

2015年、東京都渋谷区と世田谷区で始まった。

●他自治体の状況

2022年3月31日時点でのパートナーシップを証明する書類の交付件数は3,456組(渋谷区と虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査より)。近畿での実施市町村は以下の通り。

大阪府(8)

大阪市、枚方市、堺市、交野市、大東市、富田林市、貝塚市、茨木市

京都府(5)

京都市、亀岡市、長岡京市、向日市、福知山市

兵庫県(11)

宝塚市、三田市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、川西市、明石市、猪名川町、西宮市、

たつの市、姫路市

滋賀県(1)

彦根市

奈良県(4)

奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市

和歌山県(0)

●本市の状況

制度導入を求める直接的な要望や意見は寄せられていないが、令和3年度実施の人権擁護に関する市民意識調査(回答者1001人)のうち性別で「その他」を選択した人は2名おり、トランスジェンダーの方が一定数おられると思われる。